

# St. Luke's International University Repository

## CNS教育課程の洗練と教育制度の発展

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2021-03-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 井上, 智子, Inoue, Tomoko メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.34414/00015022">https://doi.org/10.34414/00015022</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



## CNS 教育課程の洗練と教育制度の発展

### The Development of the Master's Program Prepares Certified Nurse Specialist in Japan

井上 智子<sup>1)</sup>

#### I. はじめに

誰でも質の高い医療が受けられる，プライマリケアと予防ケアの充実，消費者側からの医療監視，そして医療費抑制を掲げた医療制度改革の後押しを受け，米国の CNS: clinical nurse specialist 制度は誕生した。大学院教育を資格制度の基盤とし，後に NP: nurse practitioner との合併により，米国の CNS 制度は現在 APN: advanced practice nurse へと変貌を遂げ，さらに発展している。

#### II. わが国での CNS : certified nurse specialist 制度の発展

わが国の看護系大学が加盟する日本看護系大学協議会（以下，大学協議会と略す）が CNS 制度について検討を開始したのは 1989 年であるが，この時代の看護系大学はわずか 10 校であった。1990 年には日本看護協会が CNS 制度の試案を，1995 年には大学協議会が教育課程基準案を発表した。スペシャリストの教育は大学院で，というのは世界の趨勢であり，わが国の CNS 制度においても，専門看護師の認定を行う日本看護協会との間で，1. 教育課程に関する基準の作成と，2. 教育課程の認定，は本協議会が行う，という申し合わせを交わしている。専門看護師は，「看護系大学院修士課程修了者で特定の専門看護分野の所定の単位を修得したもの（日本看護協

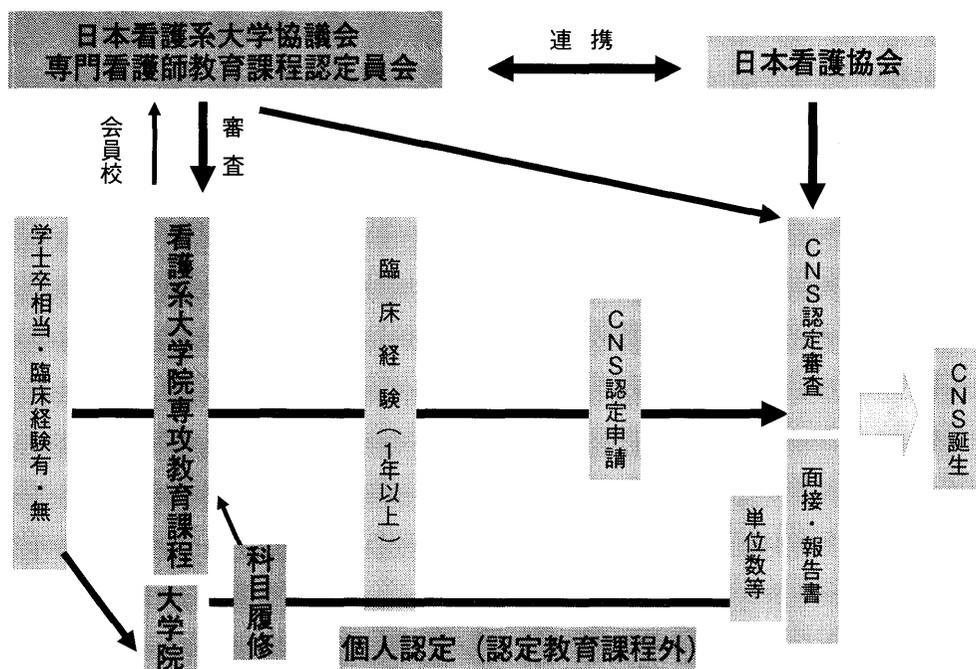


図1 CNS の教育と審査についての模式図

1) 日本看護系大学協議会専門看護師教育課程認定委員会委員長，東京医科歯科大学大学院

表1 認定された大学院教育課程数

( ) は2007年度申請数

がん看護.....	11課程 (6)
慢性看護.....	7課程 (1)
母性看護.....	8課程 (2)
小児看護.....	11課程 (6)
老人看護.....	12課程 (5)
精神看護.....	12課程 (2)
家族看護.....	2課程
感染看護.....	3課程 (1)
地域看護.....	10課程
クリティカルケア看護.....	7課程 (4)
専門看護師教育課程を有する大学	25大学
専門看護分野	83課程

(2007.9現在)

会専門看護師規則第19条2項)」と規定されており、大学協議会がわが国の専門看護師育成に果たす役割と責任はきわめて大きい(図1)。

大学協議会は2007年現在、158の会員校の大学院修士課程・博士前期課程のうち、「がん看護専門看護師教育課程」「精神看護専門看護師教育課程」など10の専門看護分野について25大学、延べ84の教育課程を認定した(表1)。また今年度は制度開始後10年となり、教育課程の認定更新も行われる予定である。

### Ⅲ. 米国での次世代の高度実践看護職

CNS制度発足から14年、大学協議会が実施しているCNS教育課程認定も10年の区切りの年を迎え、次の時代のスペシャリストのあり方を検討する必要がある。それを知る手がかりのひとつは、米国の動向であろう。米



図2 米国看護系大学協議会によるDNPモデルカリキュラム

国では現在、高度実践看護教育でパラダイムシフトが生じている。ケアの複雑化、人々の医療の質と安全性向上への希求、さらに医療専門職全体の教育のレベルアップを受け、「ケアがデザインできる人材」が求められている。これらの動きに対し、米国看護系大学協議会は2004年に、大学院博士課程教育での実績、APNなどの高度実践看護職の活躍、そして修士レベルのジェネラリスト看護師の存在を踏まえ、博士課程修了の高度実践看護師(DNP: doctor of nursing practice)のモデルカリキュラムを発表(図2)、早速教育を開始した。さらに博士課程教育内容の変化も見逃せない。情報管理、リスクマネジメント、エビデンス評価、ヘルスポリシーなどが重要事項としてコースワークに加えられたことも、DNP制度発足を後押しした。博士課程を修了した実践者達は、看護の医療の現場をどのように変えていくのか注目していきたい。

### Ⅳ. わが国の近未来の高度実践看護職

大学協議会では次世代の高度実践看護職のあり方を検討するために、臨時委員会を設置してきた(表2)。この中で2005年に発表した「看護専門職大学院設置基準案」では、狭義のスペシャリストにとどまらない、看護の高度な実務家「高度実践看護師(ANP: advanced nurse practitioner)」と、「専門看護管理者(ENA: executive nurse administrator)」の育成を視野に入れた案を公表し、2007年にはそのコア・コンピテンシーについての報告を行っている。

### Ⅴ. 今後の課題と展望

10年を経過した専門看護師教育課程認定制度の実績と見直しを始め、ANPを含めた看護専門職のあり方をさらに追求していく必要がある。社会に向かって看護の質を自ら保証していくこと、これこそが大学協議会のみならず、看護界全体に課せられた大きな使命であろう。

表2 日本看護系大学協議会における臨時委員会

•平成14年	専門看護師教育課程検討委員会
•平成15~16年	看護専門職大学院検討委員会
•平成17年2月	「看護専門職大学院設置基準案」
•平成17年~	高度実践看護師制度検討委員会
•平成18年3月	「高度実践看護師のコア・コンピテンシーについて」